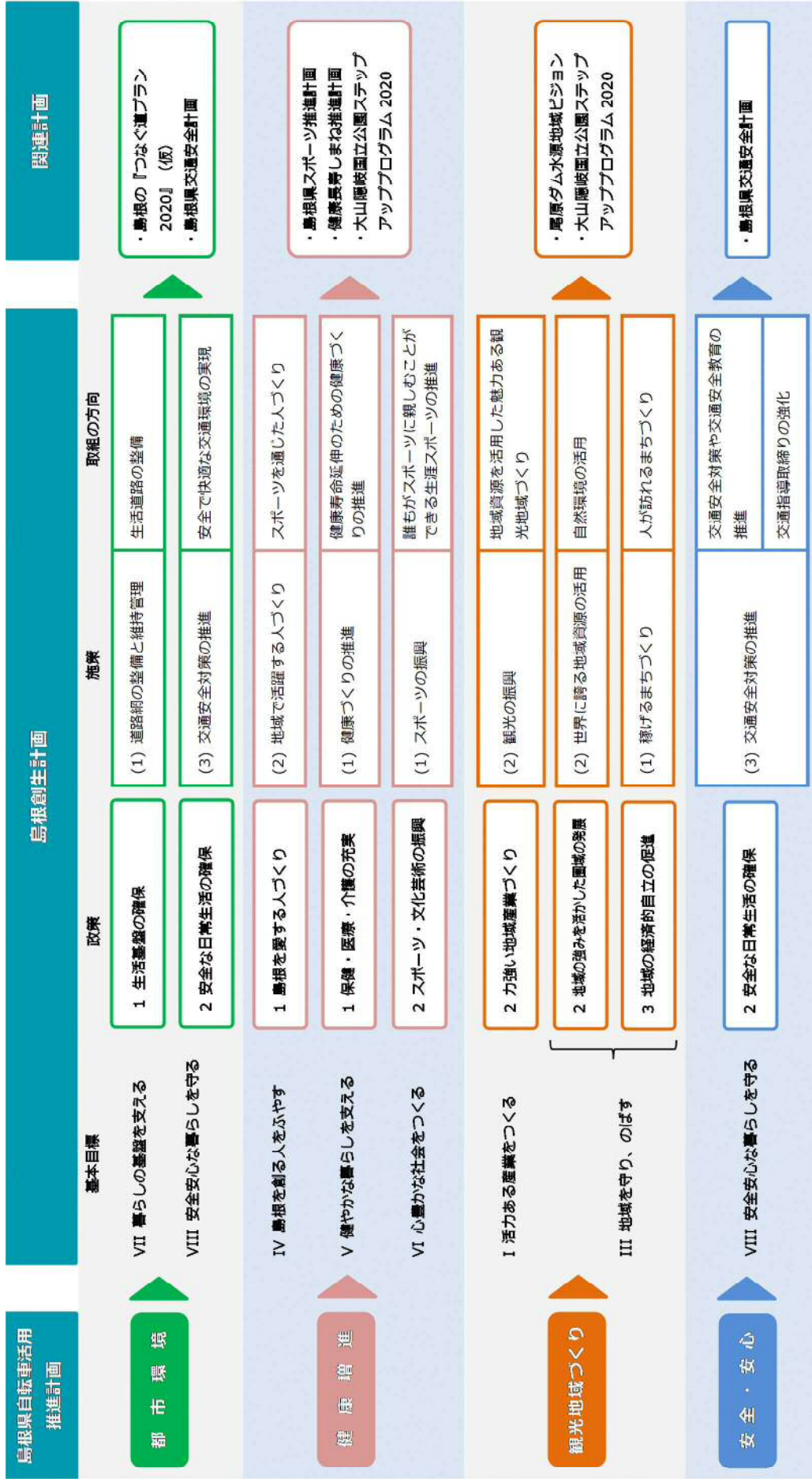


【巻末資料】上位計画・関連計画における島根県自転車活用推進計画に関連する項目



【巻末資料】自転車活用推進法の概要（国土交通省資料）

自転車活用推進法の概要①（平成28年12月16日公布・平成29年5月1日施行） 国土交通省

基本理念

- 自転車は、**二酸化炭素等を発生せず**、災害時において**機動的**
- 自動車依存の低減により、**健康増進・交通混雑の緩和**等、経済的・社会的な効果
- 交通体系における自転車による交通の役割の拡大
- 交通安全の確保




**自転車の活用を総合的・計画的に推進**

国等の責務

- 国 : 自転車の活用を**総合的・計画的に推進**
- 地方公共団体 : 国と適切に役割分担し、**実情に応じた施策を実施**
- 公共交通事業者 : **自転車と公共交通機関との連携**等に努める
- 国民 : 国・地方公共団体の**自転車活用推進施策への協力**

2

自転車活用推進法の概要②

 国土交通省

基本方針

以下の施策を**重点的に検討・実施**

- |                      |                   |
|----------------------|-------------------|
| ①自転車専用道路等の整備         | ②路外駐車場の整備等        |
| ③シェアサイクル施設の整備        | ④自転車競技施設の整備       |
| ⑤高い安全性を備えた自転車の供給体制整備 | ⑥自転車安全に寄与する人材の育成等 |
| ⑦情報通信技術等の活用による管理の適正化 | ⑧交通安全に係る教育及び啓発    |
| ⑨国民の健康の保持増進          | ⑩青少年の体力の向上        |
| ⑪公共交通機関との連携の促進       | ⑫災害時の有効活用体制の整備    |
| ⑬自転車を活用した国際交流の促進     | ⑭観光来訪の促進、地域活性化の支援 |

自転車活用推進計画

- 政府 : 基本方針に即し、**計画を閣議決定**し、国会に報告
- 都道府県・市区町村 : 区域の実情に応じ計画を定めるよう努める

自転車活用推進本部

- **国土交通省に、自転車活用推進本部**を設置
- **本部長は国土交通大臣、本部員は関係閣僚**とする

自転車の日・月間

- **5月5日を「自転車の日」、5月を「自転車月間」とする**

附則で定められた検討事項

- 自転車活用推進を担う**行政組織の在り方の検討**・**必要な法制上の措置**
- 自転車の運転に関する**道路交通法違反行為への対応の在り方**
- 自転車の運行により人の生命等が害された場合の**損害賠償保障制度**

3

【巻末資料】国の自転車活用推進計画の概要（国土交通省資料）

自転車活用推進計画の概要



1. 総論

(1) 自転車活用推進計画の位置付け  
 自転車活用推進法※に基づき策定する、我が国の自転車の活用の推進に関する基本計画

(2) 計画期間  
 長期的な展望を視野に入れつつ、2020年度まで

(3) 自転車を巡る現状及び課題

※自転車活用推進法（議員立法）  
 2016年12月9日成立  
 （衆・参とも全会一致）  
 2017年5月1日施行

2. 自転車の活用の推進に関する目標及び実施すべき施策

目標1 自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成

1. 自転車通行空間の計画的な整備の促進  
【指標】自転車活用推進計画を策定した地方公共団体数 【実績値】0団体(2017年度)→目標値 200団体(2020年度)  
【指標】自転車ネットワーク施設設置件数 【実績値】1箇所(2016年度)→目標値 10箇所(2020年度)】
2. 路外駐車場の整備や違法駐車取締りの推進等による自転車通行空間の確保
3. シェアサイクルの普及促進  
【指標】サイクルポートの設置数 【実績値】862箇所(2016年度)→目標値 1,700箇所(2020年度)】
4. 地域の駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備推進
5. 自転車のIoT化の促進
6. 生活道路での通過交通の抑制や無電柱化と合わせた自転車通行空間の整備

目標2 サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現

7. 国際規格に合致した自転車競技施設の整備促進
8. 公道や公園等の活用による安全に自転車に乗れる環境の創出
9. 自転車を利用した健康づくりに関する広報啓発の推進
10. 自転車運動の促進  
【指標】運動目的の自転車分担率 【実績値】15.2%(2015年度)→目標値 16.4%(2020年度)】

3. 自転車の活用の推進に関し講ずべき措置

施策を着実に実施するため、計画期間中に国が講ずる措置を一覧表に整理

4. 自転車の活用の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

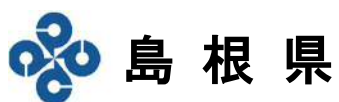
- (1) 関係者の連携・協力
- (2) 計画のフォローアップと見直し
- (3) 調査・研究、広報活動等
- (4) 財政上の措置等
- (5) 附則に対する今後の取組方針
  - 道路交通法に違反する行為への対応については、自転車運転者講習制度の運用状況等も踏まえつつ、必要に応じて検討
  - 自転車の損害賠償については、条例等による保険加入を促進し、新たな保障制度の必要性等を検討

目標3 サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現

11. 国際会議や国際的なサイクリング大会等の誘致
12. 走行環境整備や受入環境整備等による世界に誇るサイクリング環境の創出  
【指標】先進的なサイクリング路線の整備を自国主導するモデルルートの数 【実績値】0ルート(2017年度)→目標値 40ルート(2020年度)】

目標4 自転車事故のない安全で安心な社会の実現

13. 高い安全性を備えた自転車の普及促進  
【指標】自転車の安全基準に係るマークの普及率 【実績値】29.2%(2016年度)→目標値 40%(2020年度)】  
【指標】自転車乗用中の交通事故死者数※ 【実績値】480人(2017年度)→目標値 第10次交通安全基本計画の計画期間に、自転車乗用中の死者数について、道路交通死者数全体の減少割合以上の割合で減少させることを目指す。(2020年度)※(10-10)理解冊】
14. 自転車の点検整備を促進するための広報啓発等の促進  
【指標】自転車技士の資格取得者数※ 【実績値】80,155人(2017年度)→目標値 84,500人(2020年度) ※(18-16)理解冊】
15. 交通安全意識の向上に資する広報啓発活動や指導・取締りの重点的な実施
16. 学校における交通安全教室の開催等の推進。  
【指標】交通安全について指導している学校の割合 【実績値】99.6%(2015年度)→目標値 100%(2019年度)】
17. 自転車通行空間の計画的な整備の促進（再掲）
18. 災害時における自転車の活用の推進



〒690-0887 島根県松江市殿町8番地

TEL:0852-22-5191 FAX:0852-22-5190 (土木部道路建設課)

[https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/road/keikaku/keikaku/bicycle\\_promotion/bicycleplan.html](https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/road/keikaku/keikaku/bicycle_promotion/bicycleplan.html)

令和2年6月